

## 気をつけて！「お得な特別クーポン」の落とし穴…

### 【事例】

SNSで「定期縛りなし」「お試し980円」と表示された美容液を申し込んだ。「もっとお得に購入する」クーポンが発行されたのでクーポンを使用すると、いつものまにか4回受け取りが条件の定期購入契約になってしまった。解約したい。

**限定特別クーポンが発行されました！**

クーポンを使用するともっとお得に購入できます。

クーポンを使用しない

クーポンを使用する

限定特別クーポンが発行されました！

クーポンを使用するともっとお得に購入できます。



コース変更等の文字が小さく認識しづらい表示になっている。

特別クーポンの利用でコースが変更になります。本コースは2回目以降2か月ごとに3本お送りし、4回の受け取りが条件となります。

◆上記のように、「もっとお得に購入する」や「特別クーポンを使用する」を選択したことで、広告には「1回限り」や「回数縛りなし」と記載されていても、複数回の購入が条件の定期購入になってしまうことがあります。最終確認画面で契約内容、支払総額、解約・返品条件を必ず確認しましょう。

◆広告やクーポンの画面、最終確認画面などはスクリーンショットを撮って保存しておきましょう。

◆通信販売はクーリング・オフができません。

◆「頼んでいないから」と勝手に品物を返品せず、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。



県消費生活センターキャラクター

ケロちゃん

おかしいな、困ったなと思ったら、  
尾花沢市役所 消費生活相談窓口（市民税務課）  
TEL: 0237-22-1111（内線 137）